



## キャスト・ミャンマー・ニュース MYANMAR NEWS

2015年6月17日号  
[2015] 003

### ミャンマーにおける労働法の実務⑧ (傷病休暇の待機期間の取扱い)



弁護士法人キャスト  
弁護士 外山香織  
キャストコンサルティング(ミャンマー)有限会社  
コンサルタント シュエ・ウィ・イー

**Q** 1951年休暇及び休日法 (Leave and Holidays Act, 1951) では、1年間につき30日間の傷病休暇 (leave on medical certificate) が定められていますが、この30日のうち3日間は「待機期間」とされ、待機期間中の給与は通常の半分とするとあります。傷病休暇は必ずしも30日間連続で取得ということではなく、2、3日等細切れに取得する場合もありえますが、この「待機期間」はどのように運用すればよいのでしょうか。

**A** 1951年休暇及び休日法第6条第1項では、傷病休暇について3日間の「待機期間」が規定され、待機期間中の給与は通常の半額とするとの記載があるものの、その運用方法については一切触れていません。そこで、労使紛争の調整を担当する企業及び労働法検査局の担当者に現在の運用方法を照会したところ、近時はミャンマー企業でも待機期間の3日間につき給与を全額支給とするのが一般的との回答でした。実際、この待機期間についてはしばしば労使間で理解の仕方について問題になることもあるようであり、このような現状に鑑み、待機期間は2015年中にも法改正により廃止予定とのことでした。

上記のミャンマー企業における運用状況、そして労働者が必ずしも30日間の傷病休暇を全て消化するとは限らない点を踏まえると、もし現行法に従い待機期間を設けて給与の半額支給とする場合には、(「待機期間」という文言とは必ずしもそぐわないものの) 30日の傷病休暇の最初の3日間ではなく最後の3日間について半額支給とする保守的な運用方法を選択する方が、よりリスクの少ない運用方法と考えられます。

<<< キャスト・ミャンマーからのお知らせ >>>

**【ヤンゴン】2015年7月9日（木）ミャンマー法セミナー《参加無料》**

**第13回「知っておきたい労務管理のポイント」～労働契約の基礎から最新情報まで～**

昨年ご好評頂いた労働契約等に関するセミナーを、情報をアップデートして開催致します。労働契約締結に関する基礎的情報に加え、労働者管理局内でのサンプル労働契約書最新版のポイント、近時行われた公務員の給与改定の民間企業への影響に関するヒアリング結果等をご紹介します予定です。

【日時】 2015年7月9日（木） 15:00～17:00（受付開始 14:30）

【講師】 外山香織弁護士（弁護士法人キャスト）

【定員】 90名（事前申込制、先着順）

【会場】 ミャンマー・ジャパンプ・センター12階 セミナー室2

（12th Floor, UMFCCI Office Tower, No.29,

Min Ye Kyaw Swar Street, Lanmadaw Township, Yangon, Myanmar）

Website: <http://myanmarjapancenter.com/my/>

【お申込方法】 こちらより「オンライン申込」ボタンを押し、必要事項をご記入ください。

<http://www.cast-china.biz/index.php?Mod=Seminar&Cmd=DataList&SEid=330>

【お問い合わせ】 キャストコンサルティング（ミャンマー）有限公司

TEL : +95-1-392789、+95-1-392732 担当：シュエ、ノー（日本語可）

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

**キャストコンサルティング（ミャンマー）有限公司**

No.244/254, Room(102), 10 floor, Mingalar Condo, Seikkantha Street(Upper), Kyauktada Township, Yangon, Myanmar

TEL +95-1-392789～90 担当：シュエ、ノー

E-mail : [info@cast-consulting.com.mm](mailto:info@cast-consulting.com.mm)

※1 本資料におけるミャンマー法に関する情報は、法文の記載内容、ミャンマーにおける関係局への聴取結果によります。

※2 本資料に関する著作権は弊社グループ又は弊社グループに所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

**【キャストグループ】法務・労務・会計・税務のワンストップサービス**

<http://www.cast-group.biz/>

ヤンゴン 東京 大阪 北京 大連 上海 蘇州 広州 香港 ホーチミン

